

公立放課後児童クラブ利用料についてのQ&A

NO	質問	回答
1	一時利用する場合、納付書はいつ送付されますか。	利用月の翌月に送付いたします。
2	来年度の保護者会費の金額は変更になりますか。	保護者会費については、市で決めているものではなく各保護者会で決めているため、来年度の会費の額については、保護者会に確認をお願いします。
3	平日のみの利用中に、夏季休業日（夏休み）も利用したいという追加変更は可能ですか。	変更は可能です。ただし、変更申込があった時点で定員を超えている場合には、ご利用できない場合がありますのでご注意ください。
4	平日のみの利用中に、急遽、土曜日に1日だけ利用したい日があった場合は、土曜日の利用区分を申込まなければいけないのですか。	一時利用による利用方法もあります。ただし、1日の受入定員数を超えた場合は、ご利用できない場合がありますのでご注意ください。
5	土曜日の利用区分を申込みますが、月に1～2回だけ不定期に利用したいです。この場合の利用料はいくらになりますか。	利用日数に関わらず、土曜日の利用料は月1,200円となります。
6	兄弟で全ての利用区分を選択し利用した場合、二人目は全ての利用区分の金額が半額になるのですか。	そのとおりです。
7	利用料は何に使われるのですか。	ご負担いただいた利用料は、放課後児童クラブの運営費に充てさせていただきます。